



CCSBT-CC13/1810/11

## Draft Revised Compliance Plan Including a Review of Compliance Risks 遵守計画改定案（遵守リスクのレビューを含む）

### 1. Introduction

#### 序論

The CCSBT Compliance Plan supports the CCSBT Strategic Plan and consists of five parts: CCSBT 遵守計画は CCSBT 戦略計画をサポートするものであり、以下の 5 つのパートから構成されている。

- Goals and Strategies,  
ゴール及び戦略
- Compliance Principles,  
遵守に関する原則
- Roles and Responsibilities,  
役割及び責任
- Plan implementation and review, and a  
計画実施及びレビュー
- Three -Year Compliance Action Plan (CAP)<sup>1</sup>  
3 年間の遵守行動計画（CAP）  
(the first page of the CAP includes a list of compliance risks).  
(CAP の最初のページには、遵守リスクの一覧を含む)

This paper addresses two items relevant to the CCSBT's Compliance Plan which are: 本文書では、CCSBT 遵守計画に関連する以下 2 つの事項に対応する。

- 1) The Twelfth meeting of the Compliance Committee (CC12) requested a new annual standing item be added to the CC agenda for the Secretariat to review the list of compliance risks (refer to p1 of CAP) and consider emerging risks<sup>2</sup>, as well as to report on what has been done to mitigate or better quantify those risks<sup>3</sup>; and  
第 12 回遵守委員会会合（CC 12）は、事務局が遵守リスクのリスト（CAP の第 1 ページを参照）をレビューすることを CC の新たな常設議題項目として追加するとともに、新たに出現したリスクについて検討し、並びにこれらのリスクの緩和又はさらなる定量化のために何が為されたかについて報告することを要請した。
- 2) The main body of the Compliance Plan has not been amended since 2011, and therefore needs to be revised to, at a minimum, reflect updates that were made to the Strategic Plan in 2015.  
遵守計画本文は 2011 年以降改正されていないので、最低限、2015 年の戦略計画において為されたアップデートを反映するための改正が必要である。

<sup>1</sup> Appendix 1 of the Compliance Plan 遵守計画別添 1

<sup>2</sup> Refer to paragraph 104 of CC12's report CC 12 報告書パラグラフ 104 を参照

<sup>3</sup> Refer to paragraphs 74 of CC12's report CC 12 報告書パラグラフ 74 を参照

The Secretariat has produced a draft revised Compliance Plan which includes a set of proposed updates to address items 1) and 2) above. It is provided at **Attachment A** for Members' consideration.

事務局は、メンバーによる検討に付するべく、上記 1) 及び 2) に対応するための一連の修正を施した遵守計画改正案を別紙 A のとおり作成した。

## 2. Compliance Risks

### 遵守リスク

#### *Review of Compliance Risks*

##### 遵守リスクのレビュー

Appendix 1 (the CAP) of the Compliance Plan includes a list of eight compliance risks that were most recently reviewed and revised by CC11 in 2016.

遵守計画別添 1 (CAP) には 8 つの遵守リスクの一覧が示されており、当該一覧は直近では 2016 年の CC 11 によりレビュー及び改正されたものである。

The Secretariat has reviewed this list of compliance risks as well as considered emerging risks as requested, and proposes that potentially the following two additional risks be added to page 1 of the three-year CAP:

事務局は、この遵守リスクのリストについてレビューを行うとともに、遵守委員会からの要請を踏まえ、出現している新たなリスクについて検討した。3 年間の CAP の第 1 ページに以下 2 つのリスクを追加することを提案する。

- *Limited ability of some RFMOs to share relevant compliance information with each other due to confidentiality constraints and/or lack of relevant data exchange/ cooperation agreements;*  
機密上の制約及び／又は関連するデータ交換／協力協定がないことによる、一部の RFMO との関連する遵守情報の相互共有にかかる限定的な能力
- *Limited information regarding fleet compliance with respect to binding and recommendatory ERS measures.*  
法的拘束力のある及び勧告されている ERS 措置に関する船団の遵守状況にかかる限定的な情報

These proposed additional risks are tracked on p1 of Appendix 1 as risks 9 and 10 respectively. No other revisions are proposed to Appendix 1.

これらの追加的リスク案は、別添 1 の第 1 ページにリスク 9 及び 10 として見え消しで追加した。別添 1 に関する他の修正提案はない。

#### *Progress on Mitigation of/ Better Quantifying Risks*

##### リスクの緩和／さらなる定量化の進捗状況

The Secretariat was also required to report back on what has been done to mitigate or better quantify the current list of compliance risks, and this is summarised in Table 1 below.

また事務局は、現行の遵守リスクのリストの緩和又はさらなる定量化のために何が為されたかについても報告を求められているところ、概要を下表 1 に示した。

Table 1

表 1

Compliance Risk Number 遵守リスク番号	Progress on Mitigating or Better Quantifying the Risk リスクの緩和又はさらなる定量化の進捗状況
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Secretariat has completed its annual analyses for its Compliance with Measures paper. These analyses include an in-depth analysis of Members' compliance with respect to CDS requirements (paper CCSBT-CC13/1810/04) 事務局は、措置の遵守状況に関する文書作成のための年次分析を完了した。分析には、CDS の要件に関するメンバーの遵守状況の詳細な分析が含まれる。（文書 CCSBT-CC/1810/04）</li> <li>The Quality Assessment Review (QAR) process continues and currently includes an assessment of Members' performance against Minimum Performance Requirements (MPRs) for the CDS; a QAR was conducted for South Africa during 2018 品質保証レビュー（QAR）プロセスが継続されており、現状では、当該プロセスには CDS に関する最低履行要件（MPR）に対するメンバーのパフォーマンスの評価が含まれる。2018 年は南アフリカに対する QAR が実施された。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>Non-compliance with the CDS and related matters have been analysed and presented by the Secretariat (refer to Compliance risk #1 above) 事務局は CDS の非遵守及び関連する問題について分析し、これを発表した（上記の遵守リスク#1 を参照）</li> <li>The Secretariat has highlighted that two Members have not yet complied with some or all of the requirements of CCSBT's Minimum Standards for Inspection in Port Measure 事務局は、港内検査に関する CCSBT の最低基準措置の要件に関し、2 メンバーが一部又は全く対応していないことを強調した。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>All reported SBT mortalities (actual or estimated) will be counted against national allocations from the 2018 fishing season onwards (reporting may not occur until 2019). Members have reported on the action they are taking to estimate all mortalities. 2018 年漁期以降は全ての報告 SBT 死亡量（実際の量又は推定値）が国別配分量に対して計上される（報告は 2019 年まで為されない可能性がある）。メンバーは、全ての死亡量を推定するためにとった行動について報告した。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Secretariat has been communicating with Trygg Mat Tracking regarding development of a project proposal to improve the CCSBT's understanding of the risk of IUU SBT fishing activities occurring in SBT fishing grounds, including potential undeclared transshipments (refer to paper CCSBT-CC13/1810/23) 事務局は、SBT 漁場で発生している SBT に関する IUU 漁業活動のリスクにかかる CCSBT の理解を改善するためのプロジェクト提案の策定に関し、Trygg Mat Tracking と連絡調整した。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>During 2018 the Secretariat invested significant resources to follow up on alleged cases of unreported SBT catch and transshipment by a non-Member fishing fleet to an associated carrier vessel (refer to paper CCSBT-CC13/1810/20) 事務局は 2018 年において、運搬船を伴う非メンバーの漁船団による無</li> </ul>

Compliance Risk Number 遵守リスク番号	Progress on Mitigating or Better Quantifying the Risk リスクの緩和又はさらなる定量化の進捗状況
	<p>報告の SBT 漁獲及び転載の疑いについてフォローアップするために相当量のリソースを投入した。（文書 CCSBT-CC/1810/20 を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>The Secretariat has also increased the time it has spent building closer relationships with relevant agencies in relation to suspicious or alleged SBT fishing activities (refer to paper CCSBT-CC13/1810/18)</li> </ul> <p>また事務局では、不審な、又は疑わしい SBT 漁業活動に関して、関連する当局との緊密な関係構築に費やす時間が増加している。（文書 CCSBT-CC/1810/18 を参照）</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>As per compliance risk #5 遵守リスク#5 と同様</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Secretariat has examined the annual summary of 2017 trade data available on the Global Trade Atlas (GTA) database and summarised its findings (refer to paper CCSBT-CC13/1810/20)</li> </ul> <p>事務局は、グローバル・トレード・アトラス（GTA）データベースにおいて利用可能な 2017 年の貿易データの年次総括を精査し、その結果を総括した（CCSBT-CC/1810/20）</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Secretariat has considered Members' and Birdlife International's proposals on how mitigation measure checks might be included within Annex B (inspection reporting form) of The Resolution for a CCSBT Scheme for Minimum Standards for Inspection in Port (refer to paper CCSBT-CC13/1810/10)</li> </ul> <p>事務局は、港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議の別添 B に追加される可能性がある、どのように混獲緩和措置を確認するのかについてのメンバー及びバードライフ・インターナショナルの提案を検討した（CCSBT-CC/1810/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Birdlife International will present a paper examining the potential for transshipment observer information to be used to help assess compliance with seabird mitigation measures by tuna longline vessels on the high seas (refer to paper CCSBT-CC/1810/Info 01)</li> </ul> <p>バードライフ・インターナショナルは、公海まぐろはえ縄漁業による海鳥混獲緩和措置の遵守状況の評価に資するために転載オブザーバーを活用する可能性について精査した文書を発表した（CCSBT-CC/1810/Info01）</p>

### 3. Draft revised Compliance Plan

#### 遵守計画改定案

Action item 2 of the CAP specifies that the Compliance Plan should be reviewed between 2018 and 2019. The Secretariat has proposed only simple revisions (tracked) to the main body of the Compliance Plan (excluding Appendix 1) to reflect the amendments made to the Strategic Plan in 2015 – refer to **Attachment A**.

CAPの行動事項2は、2018年と2019年の間に遵守計画のレビューを行うこととしている。事務局は、2015年の戦略計画の修正点を反映するために本文にシンプルな修正（見え消し）を施したバージョン（別紙A）を提案した。

If more substantive changes to the Compliance Plan are required, these could be raised at CC13 and discussed further at CC14.

遵守委員会がより大幅な変更を必要とする場合は、CC 13においてこれらを提起し2014年にさらに検討することも考えられる。

### 4. Summary

#### 概要

CC13 is invited to:

CC 13 は以下を招請されている。

- Consider, review and decide whether to accept the attached draft revised Compliance Plan including the two additional proposed compliance risks 9 and 10 in Appendix 1; 遵守計画別添1に追加的な2つの遵守リスク案（9及び10）を追加することを含め、添付の遵守計画改定案を受け入れるかどうかについて検討し、レビューを行い、また決定すること。
- Recommend whether there are any further revisions to the Compliance Plan that need to be considered and drafted during 2019 and then subsequently reviewed by CC14. 2019年に検討及びドラフト作成が行われ、その後のCC 14においてレビューされることとなる遵守計画に対するさらなる修正があるかどうかについて勧告すること。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

## CCSBT 遵守計画

(付属書1: 3年間の行動計画は第2524回委員会年次会合 (20182017年10月18+2日) において改正)

### 目的

遵守計画は、~~20152011~~年 ~~10~~月に承認された CCSBT 戦略計画を支持する。  
遵守計画は、特にカテゴリーCに関するビジョンを支持する。

「メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、  
その決定を実施する。」

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、それらの CCSBT 保存管理措置に対する遵守を向上させ、将来的にその完全遵守を達成させる枠組みを示すことである。

遵守計画は、優先的な遵守リスクに取り組むための「3年間の行動計画」を含んでいる。当該行動計画は、少なくとも毎3年に一度レビューされ、追認されるか又は更新される。したがって、行動計画は、「生きた」文書であり  
となり、重点項目は時間とともに変更される。

この文書において、メンバーには、拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれ、全ての委員会には拡大委員会 (EC) も含まれる。

### 構成

この計画は、以下に掲げる 5つのパートから構成されている。

1. ゴール及び戦略
2. 遵守に関する原則
3. 役割及び責任
4. 計画実施及びレビュー
5. 3年間の行動計画 (別添 1)

## パート 1：ゴール及び戦略

### ゴール

CCSBT 戦略計画は、メンバーによる参加及び実施に関連する 4 つのゴールを特定している（カテゴリー C）。

- **監視、管理及び取締り（ゴール 8）**

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼働する

- **メンバーの義務（ゴール 9）**

全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する

- **途上国支援（ゴール 10）**

途上国及び協力的非加盟国が委員会の管理措置及び他の要件を遵守することができる

- **CCSBT への参加（ゴール 11）**

SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関（REIO）及び主体を委員会に参加させるとともに、SBT の管理に協力させる。寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう要請する。

### 戦略

戦略は、これらのゴールを達成するために提案される手段であり、それぞれのゴールに対応した番号を付している。

下記の戦略は、CCSBT 戦略計画において規定された戦略に基づいている（[日本語版 16-17/4-15](#) ページ）。一部の戦略については、タイトルに修正を加えており、記述も詳しくしている。戦略 8.4 は、非メンバーの IUU 漁業の監視を明示的に網羅できるよう拡大している。~~戦略 8.7（調査）は、新しいものである。~~

#### 8.1 合意された MCS 措置をメンバーが実行する

遵守委員会は、メンバーによる CCSBT 保存管理措置の実施を監視する。これには、保存管理措置の包括的なリストの維持策定、及び当該措置に基づくメンバーの義務に対する各メンバーからの定期報告も含まれる。メンバーからの報告書は、遵守委員会によって分析され、メンバーは当該報告書に関する質問及びフィードバックを受ける。また、独立的な監査が実施される（戦略 9.1 を参照）。

遵守委員会は、既存の遵守政策を引き続き策定<sup>1</sup>し、そして定期的にこれをレビューする。かかる政策は、例えば文書「CCSBTの義務を遂行するための最低履行要件」のように、メンバーの義務及び関連する履行要件を明記し、これらの義務に対するメンバーの遂行状況の監視方法に関する具体的な情報をメンバーに提供するものである。遵守政策は、委員会の合意によって採択される。

## 8.2 遵守計画MCS戦略を策定しの実施する

新たに発生した遵守リスクに対応するため、又は効果のない若しくは効率の悪い措置の代わりとするため、新規の措置が必要となる可能性がある。遵守委員会は、委員会に勧告する措置や義務を策定する際は、リスク管理の手法を採用する。これには、以下に掲げるものが含まれる。

- a) 委員会の目標を達成するため、追加的なMCS措置及び／又は合意されたMCS措置の改善の必要性について評価する
- a)b) 実施中のMCS措置と必要となる改善又は追加的な措置及びこれらの措置の実施プロセスとの間のギャップを特定する  
必要な変更を実施するための計画を策定する

保存管理措置の変更又は追加に関する勧告には、履行要件も含まれる。

## 8.3 メンバーの遵守強化

漁場から市場までのSBT漁業の各段階（転載、蓄養、貿易等）における十分な遵守を確保すべく、メンバーの取組を引き続き強化する。

遵守委員会は、メンバーが効果的なMCS制度及び費用対効果の高い遵守業務の遂行を計画及び実施するのを支援するための政策及びガイドラインを引き続き策定する。かかる政策及びガイドラインは、メンバーの義務に基づくものとし、義務を遂行しないリスクを回避、改善又は緩和するための最善の方法に焦点を合わせるものとする。

この戦略の一環として、FAO寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規制を踏まえ、寄港国による検査に関する決議をレビューする必要がある。

## 8.4 SBT市場の拡大の監視

委員会及びメンバーは、非協力的非加盟国（CNSM）メンバーによるSBTの漁獲量／死亡量、漁業及び／又はそれらのSBT市場の拡大を積極的に監視する。これには、MCS活動を通じたモニタリング及びSBTに関する貿易データの定期的なレビューも含まれる。

<sup>1</sup> 遵守政策ガイドライン案としては、最低履行要件（CPG1）、~~監査（CP2）~~、是正措置（CPG3）及び情報収集及び共有（CGP4）に関するものが策定作成されている。

CCSBT の義務に反する全ての SBT 漁業を支援する非メンバー及び寄港国は、CCSBT の措置に協力するよう要請される。IUU SBT 漁業への対抗措置が実施され、これには国際法と統合的な貿易及び市場措置の適用が含まれる。

### 8.5 遵守に関するデータの交換

遵守委員会は、MCS に関する情報を、メンバー間で、及び必要に応じて寄港国、市場国及び沿岸国と、交換及び共有することを促進するための政策及び規則を引き続きレビュー策定する。これには、必要となるデータの機密性に関する規則のレビュー実施も含まれる。

遵守委員会は、メンバー、その他の関係団体（寄港国、市場国、沿岸国、他の地域漁業管理期間 (RFMO) 及び NGO 等）、及び一般の者との間の情報共有を促進する。これには、情報共有を障害するものの除去、情報共有の経費を圧縮するための制度の設立、及び委員会の情報へのオープンアクセスを最大化する政策の採択、に積極的に取り組むことが含まれる。

### 8.6 事務局による MCS 業務

事務局は、遵守委員会に対して、遵守政策及びプロセスに関する助言を提供し、共有される遵守業務の指定及び発注を支援する。

これには、以下の事項が含まれる。

- a) 提出された MCS データを分析を実施し、かかるデータの傾向を毎年報告する
- b) 事務局に提出されたデータに基づき、既存の MCS 措置の有効性を評価する
- c) CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する
- d) 遵守制度及び計画（例えば、漁獲証明制度及び報告）の管理

~~かかる業務を提供するため、専任のコンプライアンス・オフィサーを事務局の職員として1名採用することを検討する。~~

事務局は、予算上の決定に応じて、委員会に対して MCS に関する業務を提供することができるが、これは費用対効果が高く、かつ事務局の中心的な任務である委員会へのサポート、委員会運営の円滑化及び委員会に関する情報の管理を阻害しない形で実施することが可能な場合とする。かかる業務は、専任職員又は業務契約を通じて実施することができる。

### 8.7 調査及び開発

遵守委員会は、MCS 制度の実施を促進するべく、新しい技術及び手法に関する調査の開始を勧告する。有望な技術については、試験的に実施し、その実用性及び費用対効果について評価する。当該試験のための負担割合は、遵守に関するリスク及び便益に基づくものでなければならない。試験のための資

金拠出については、技術及びその適用に応じて、メンバーが個別に又は協力して行うことができる。

### 9.1 メンバーのMCS 制度及びプロセスの監査

保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守に対して、定期的に監査が行われる。

遵守委員会は、メンバーに対して、当該メンバーの SBT に関連する MCS 制度に対して独立的に監査が行われるよう要請する。かかる監査は、メンバーが遵守政策ガイドライン 1-最低履行要件 (MPR) により定義された CCSBT におけるの義務を遂行するために実施している制度及びプロセスに焦点を合わせる。監査報告書は、全てのメンバーに公表される。かかる監査の目的は、メンバーに対して、当該メンバーの MCS 制度の妥当性を保証するものであり、また改善分野を特定し、そして委員会に対して当該メンバーは自らの義務を果たしていることを保証するものである。

### 9.2 是正措置及び改善

遵守委員会は、CCSBT 規則への違反に対して CCSBT 是正措置政策を適用し、公平で、透明性が高く、及び差別のない是正措置 (罰則、インセンティブ等) を策定し、及び CCSBT の義務の遵守を促進するためのインセンティブを定める。

メンバーが主要な保存管理措置及び義務 (特に漁獲管理措置及び MCS 措置) を遵守していないことについて、これを信じるに足る合理的な理由があった場合には、遵守委員会は、調査を行うよう勧告する。調査結果は、委員会によって検討される。

~~委員会は、CCSBT の義務を遵守しないメンバーに適用される是正措置及び/又は改善措置の種類及び程度を検討する。具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、勧告される是正措置及び改善措置には、以下に掲げる事項を含めることができる。~~

- ~~● 遵守に関する支援~~
- ~~● 過剰漁獲の返済~~
- ~~● 漁獲枠の削減~~
- ~~● 公表~~
- ~~● 監視措置の強化 (検査、オブザーバ等)~~
- ~~● 貿易又は市場制限 (国際法と整合的な形で)~~

### 10.1 発展途上国であるメンバーによる委員会の要件の遵守を実施する途上国への支援

遵守委員会は、委員会がメンバーに技術及び資金を提供し、当該メンバーが自らの義務を遂行するために漁業 MCS 制度の開発及び実施を行うのを支援するよう勧告する。支援には、以下に掲げる項目を含めることができる。

- 教育、訓練及び特別業務
- 技術コンサルタント
- 業務の共有
- 財政支援

遵守委員会は、途上国のメンバーと共に作業を行い、以下の事項を実施する。

- a) 途上国による CCSBT の義務の遂行を確保するためには、いかなる分野に対する支援が有益であるか特定する
- b) 支援の提供方法について特定する（例：技術向上、派遣、ワークショップなど）
- c) 途上国が委員会の要件を実施するのを支援する計画を策定及び実施する

### 11.1 包括的な協力

CCSBT の管理措置の広範な実施を促進するため、遵守委員会は、

- a) NCNM によるあらゆる漁獲量／死亡量を特定し、関連する主体に対して協力を求めるよう勧告する。
- b) 運搬船の旗国であって SBT の漁獲は行っていない国といったより幅広い当事者による参加及び／又は協力を得るための方法について調査し、これを勧告する。
- a)c) \_\_\_\_\_ SBT に関係する重要な寄港国、又は市場国又は沿岸国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定する。このような国は委員会に通報され、委員会はかかる国々に対して CCSBT の管理措置への協力を要請するかどうかについて検討する。

## パート 2：遵守に関する原則

この計画を実施する際には、以下に掲げる原則が決定のための指針となる。

*遵守要請*：メンバーは、効果的な遵守制度の実施を通じて、CCSBT の義務を遵守するよう要請されなければならない。

*抑止策*：IUU 漁業を発見し、処罰するための効果的な抑止策が用いられなければならない。

*責任*：メンバーは、世間に対して、自身の CCSBT 上の義務を果たしていることの説明責任を有しなければならない。

*公開及び透明性*：

- a) 遵守に関する情報が、全てのメンバーによって利用可能な状態でなければならない。
- b) 全てのメンバーが議論に参加しなければならない。
- c) 全ての遵守報告書は、可能な限り直ちに公表されなければならない（ただし、CCSBT 手続規則の規則 10 に従うことを条件とする）。

*協力及び共同活動*：メンバーは、共同活動等を通じて協力し、効果的な監視を推進し、かつ遵守のレベルを向上させなければならない。

*インセンティブ*：前向きなインセンティブによって、メンバーによる遵守制度の監視及び改善が奨励されなければならない。

*効率性*：遵守義務は、費用対効果があるものでなければならず、メンバーに対して不当な経費を負担させてはならない。

*リスク管理*：保存管理措置並びにそれを支援する制度及びプロセスの変更又は追加の決定を行う際には、リスク管理の手法が適用されなければならない。

## パート 3 : 役割及び責任

### メンバー

- 委員会の政策、企画及び保存管理措置の策定に関連する意思決定プロセスに積極的に参加する。
- 義務を遂行し、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を実施し、そして自国の船籍を持つ船舶及び許可蓄養場がメンバーの規則<sup>2</sup>に従うことを確保する。
- 遵守委員会に対して、措置及び義務の実施状況、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野を報告する。
- 発見された全ての重大な非遵守及び実施された改善措置について報告する。
- 委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

### 委員会

- 遵守計画及び「3年間の行動計画」を承認する。
- 全ての是正措置及び改善措置を決定する。
- 遵守委員会からの勧告を検討し、最終決定を下す。

### 遵守委員会

- 政策に関する枠組、ガイドライン及び技術的支援を勧告し、メンバーによる CCSBT 措置の効果的かつ一貫した実施を促進する。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 年次遵守リスク評価を実施する。
- 遵守に関するリスクの特定に基づき、「3年間の行動計画」（別添 1）をレビューし、更新を勧告する。
- 遵守リスクに対応するべく、CCSBT の義務の追加又はその修正を勧告する。
- 監査報告をレビューし、遵守に関する監査を勧告する。
- 疑義のある重大な非遵守に対する調査を勧告し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について勧告する。

### 事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的であり、全てのメンバーを含む形であり、かつ透明性がある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を支援する。
- 遵守委員会のための 総括及び不調和差異 報告書を作成する。

---

<sup>2</sup> 「規則」には、法令、許認可の条件を含む。

- 遵守委員会に対して、遵守/MCSに関する政策、計画、ガイドライン及び業務についての助言を行う。

## パート4：計画の実施及びレビュー

### 実施責任

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、この計画の実施運用についての責任を有し、これには、以下の事項が含まれる。

- 年次遵守リスク レビュー評価
- 「3年間の行動計画」の 3年に一度の年次レビュー及び更新

遵守委員会は、委員会によって検討され決定されるよう、行動計画、新しい義務、政策、その他の行動に関する勧告を行う。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに遵守政策に関する助言を行う。

### レビュー

CCSBT 戦略計画がレビューされた場合には、委員会は直ちに遵守計画をレビューする。「3年間の行動計画」（別添1）は、遵守委員会によって 少なくとも3年に一度毎年レビューされる。

### 承認

~~この計画は、委員会によって承認された。~~

---

---

委員会議長 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

## 別添 1. 3年間の行動計画（2018 - 2020 年）

この計画は、2018–2020年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。

CC 11は、過去に特定された遵守リスクのレビューを行い、2018 - 20 年の遵守行動計画（CAP）を策定する際に考慮されるべき改定遵守リスクリストを以下のとおり策定した。掲げられたリスクの順序に特別な意味はない。

- 1) CDSの非遵守又は不完全な実施
- 2) CCSBTの合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
- 3) SBT死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対するSBT死亡量（遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量）の不完全な計上
- 4) 転載（港内及び洋上の両方）に伴うリスク（製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する（SBTの種同定を含む）転載オブザーバーにかかる制約を含む）
- 5) 別魚種（SBT以外の魚種）として水揚げされるSBT
- 6) 非協力的非加盟国（NCNM）によるSBTの漁獲
- 7) CCSBTのCDS文書の提出に協力しないSBT市場の拡大
- 8) SBT以外の種（海鳥を含む）の混獲にかかる不完全又は不正確な報告
- 9) 機密上の制約及び／又は関連するデータ交換／協力協定がないことによる、一部のRFMOとの関連する遵守情報の相互共有にかかる限定的な能力
- 8)10) 法的拘束力のある及び勧告されているERS措置に関する船団の遵守状況にかかる限定的な情報

表 1 では、プロジェクト行動事項を列記している。次ページ以降の表 1 中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

表 2 では、継続的な維持管理行動事項を列記している。

表 1 : CAPプロジェクト行動事項

ゴール8 - 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.2 MCS 戦略を 策定し実行する	1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。	メンバー	継続		
	2	遵守計画のレビューを行う。	メンバー/ 事務局			
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務)	3a	CDS 決議に関して、 a) CDS 決議改正案 (2016 年) における未解決の課題について、2018 年の休会期間中に引き続き対応していくことが合意された。これらの課題が解決されなかった場合は、2016 年の決議改正案を否決するかどうかについて検討するとともに、合意済みの修正部分 (及び/又は追加的な提案) を特定し、これを新たな CDS 決議改正案に取り入れるかどうかについて決定する。	メンバー			
	3b	b) 既存の制度のレビューを行いつつ、CDS 決議に関する将来的な作業の優先順位、特に CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をどのように計画するのか、及び導入開始の時期について決定し、これを文書化する。	メンバー			

表 1 : CAPプロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き)						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務) (続き)	4a	VMS 情報に関して、 a) 既存の CCSBT 保存管理措置を強化するために必要となる CCSBT の VMS 取決めの強化にあたり、例えば操業データ (CDS 及び転載データを含む) に対して VMS データを突き合わせる能力など、情報のギャップがある分野を特定する。	メンバー/ 事務局			
	4b	b) 上記 a) により特定された情報のギャップに対応するためにメンバーの VMS データが利用可能となるよう適切な VMS 取決めを決定し、これを導入するとともに、CCSBT の VMS 決議のレビューを行い、適切にこれを改正する。	メンバー/ 事務局			
	5a	以下の CCSBT 決議について、適当な場合はこれのレビューを行い、改正する。 a) 港内検査の最低基準に関する決議	メンバー/ 事務局			
	5b	b) CCSBT の IUU 船舶リスト決議 (特に、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類 RFMO/関連する機関との相互掲載の実施を促進するための相互掲載規定)	メンバー/ 事務局			
	6	海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリングのオプション (港内検査の実施時を含む (メンバー)、及び転載監視計画の一環として (事務局)) を検討する。	メンバー/ 事務局			

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き) 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.5 遵守に関するデータの交換	7	CCSBT の MCS に関する情報収集及び共有政策 (遵守政策ガイドライン 4) に、IUU 漁業の特定に資する利用可能な情報/機密情報を適時的かつ安全な形で事務局及び/又はメンバーと共有することができる効果的なプロセスが含まれるよう確保するため、これをレビューする。	メンバー/ 事務局			
8.7 調査及び開発	8	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT (特に一次処理されたもの) を同定するのを支援するための新技術及びツール (特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況) に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。	メンバー			

表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
9.1 メンバーの 制度及びプロセスを 監査する	9a	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムの実施を継続する。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別な QAR を実施する。 a) i) 全メンバーに対する最初の QAR ラウンドが完了するまで、各年に最低1カ国の QAR を実施する。 ii) 事務局に対し、将来的には既存の QAR プロセスと併せて活用するものであって、独立的に実施される可能性もある、遵守上重要な問題であるかどうかを判断するための CCSBT 遵守評価プロセス（及び関連する措置）について調査し、これを立案するよう要請する。	メンバー/ 事務局			
	9b	b) 全メンバーにおいて最初の現地 QAR ラウンドが完了した後、得られた情報の価値及びメンバーによってとられたあらゆる是正措置に関するレビューを行い、QAR プロセスを継続するかどうかについて決定する。	メンバー			
	9c	c) QAR を新たなラウンドにより継続する場合、 i) 以下を明示するため、QAR の付託事項を適切にレビューし改正する。 - 将来の QAR において評価されるべき CCSBT 措置 - 将来における QAR 総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) 対象を絞った <sup>3</sup> 特別な QAR の実施が必要かどうかを決定する。	メンバー/ 事務局			
9.2 是正措置及 び改善	10	特定された非遵守事例（全世界の SBT の TAC に関するもの以外）及びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政策をさらに改正すべきかどうかについて検討及び決定する等、是正措置政策の見直しを行う。	メンバー/ 事務局			

<sup>3</sup> 「対象を絞った」 QAR は、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念があり、当該メンバーが対象を絞った特別な QAR に参加するよう指名された場合に実施することができる。

表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール10 – 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
10.1 遵守支援	11	発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」	メンバー／ 事務局	要請に応じて		

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項

<b>ゴール 8 – 監視、管理及び取締り</b> 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
<b>8.1 合意された MCS 措置を実 行する</b>	<b>12</b>	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/ 事務局
	<b>13a</b>	以下を管理・強化する。 a) 合意済みの保存管理措置のリスト	事務局
	<b>13b</b>	b) 策定済みの最低履行要件 (MPRs)、特に既存の決議が改正された場合における所定の報告措置、並びに新たに採択された決議 (例えば大型流し網漁業に関する決議) に関する新たな MPR の策定	事務局
	<b>13c</b>	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告書テンプレート	事務局
	<b>14</b>	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局
<b>8.3 遵守を強化 する (MCS 制 度及び業務)</b>	<b>15</b>	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り (続き)			
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.4 SBT 市場の 拡大を監視する	16	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング (SBT 貿易 / 市場データのレビュー及びトレンド分析を含む)	メンバー / 事務局
8.5 遵守に関する データを共有する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び IUU 漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報 / 機密情報を共有する。	メンバー / 必要に応じて事務局
8.6 事務局による MCS 業務	18	MCS データを分析し傾向を報告する (毎年)。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。  こうした分析には、SBT 以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認されたあらゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー / 事務局
	19	WCPFC の ROP 転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する (SBT を含む転載である場合)。	Secretariat 事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

<b>ゴール9 – メンバーの義務</b> 全てのメンバーは、CCSBT の規則を遵守する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
9.2 是正措置及 び改善	20	CCSBT ウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界の SBT の TAC に かかるメンバー/CNM の国別配分量に関する非遵守事例、及び関連す るメンバー/CNM によってとられた是正措置の詳細をアップデートす る。	事務局

<b>ゴール10 – 途上国支援</b> 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
10.1 遵守支援	21	MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継 続する。	メンバー/ 事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ール11 - CCSBT への参加			
寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
11.1 包括的な 協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報（例えば IUU 漁業に関する証拠）を用いて、協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。	メンバー/ 事務局
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー/ 事務局